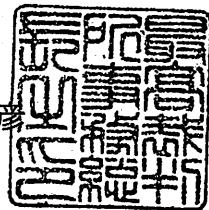


平成30年10月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

10月30日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の存否を答えることが本当に法5条1号及び6号に定める不開示情報を開示することとなるかどうか不明である」と主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年5月24日午前11時頃から午前12時頃までに行われた、東京高裁長官、東京高裁事務局長及び岡口基一東京高裁判事との間の会話に関する以下の文書

ア 会話の録音データを反訳した文書

イ 録音反訳のために外部業者に支払った費用が分かる文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、9月27日付けで不開示（申出に係る

文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報及び公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号及び第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。）の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る文書は、特定の日時において東京高等裁判所長官等と特定の裁判官との会話を録音したデータの反訳文書及び当該反訳書面の作成に係る費用に関する文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、特定の日時において東京高等裁判所長官等と特定の裁判官が会話をしたという個人に関する情報が公となり、この情報は、法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

イ 東京高等裁判所長官等が東京高等裁判所に所属する裁判官と会話をする目的は様々あり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに行われるものとは言えないものの、その会話の内容次第では人事管理に関するものとなり得る性質を有するものである。

したがって、東京高等裁判所長官等が、特定の日時において特定の裁判官と会話をしたことの有無を明らかにすると、特定の裁判官に対する人事管理上の指導方法及びその時期等について明らかとなる可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ）。

ウ よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。